

# 空き家対策の取り組み強化

## ～国が予備軍対策の強化で、市と同レベルに～

空き家対策の特別措置法の改正では、新たな考え方を導入することで特定空き家への予備軍への取り組みを強化するとともに、税制の優遇措置の解除など、より厳しい内容となりました。

さて、本市の空き家に対する条例は法律をベースにしつつも、地域事情を考え法律以上の対応を条文化していたことから、本会議場において法律と条例の整合性の確認を行いました。

### 「そのまま放置すれば特定空き家になるおそれのある状態の空き家」とは？

法律では、このような空き家を「管理不全空き家」と定義づけ、特定空き家とならないよう未然防止に乗り出しました。

市の条例では、「準特定空き家」として取り組んでいるものです。文言の違いはありますが、定義、目的、認定の仕方、効果など同一であると示されました。

今後、「準特定空き家＝管理不全空き家」として勧告に至った場合、固定資産税の住宅用地に対する特例が解除されることになり、税金が高くなります。

### 「所有者の責務として国や市が実施する施策に協力するよう努めなければならない」の実効性？

新たに法律にこのような文言が入りました。努力義務ではありますが、将来的には義務へと移行すると受け止めています。特に、市が実施する施策への協力については、所有者が納得するような施策でなければ協力は得られません。空き家を発端とする課題や将来の街づくりへの展望などの情報共有と共に、所有者が空き家の状況で管理ができない問題点への対応が必要となります。

国による一連の新たな取り組みは、市の条例（議員提出条例）を草案する折りに課題視されていた事柄です。その時に議論された課題の本質は「空き家」の定義。つまり、人が住んでいなくても倉庫代わりに使用している家屋は法律上「空き家」とは認定されません。「現に住んでいない家屋」を空き家とすることになれば、今の空き家問題は解消しないと考えており、その対応を求めています。

## 移動手段確保へ緊急対応⇒2年かけて新制度構築

「BANDO PRESS」の前号では、3月末日で路線廃止となることを受け、一般質問から浮き彫りとなった状況とその対応についてお知らせしました。

その後、市は「切れ目のない対応」を主眼に置き、「緊急対応」として代替案の「ねやBUS事業」を示されました。

「緊急対応」ということもあり、運行ルート、運行時刻、運賃などはこれまでと同じです。

違うのは、これまでの中型バスから10人乗りのワゴン車になる点です。

運行を委託する期間は2年間、委託料の上限は2億6970万円です。この額から運賃収入の実額（約4300万円／年が過去実績）を差し引いた額が市の負担となります。

4月1日運行スタートという制約があり、委託事業者の選定や自動車の確保、停留所の対応、市民への周知を逆算した上で、臨時議会が招集されました。細部は煮詰まっていなと感じられましたが、時間の猶予がないことから見切り発車を了としました。

### 【京阪バス路線、旧タウンくる路線廃止の経緯】

令和5年9月15日	京阪バスより廃止の通知
9月27日	市より存続の要望書提出
10月27日	京阪バスより困難の連絡
11月1日	路線廃止の公表
12月議会	一般質問での議論
令和6年1月臨時議会	代替案の予算化
1月22日	地域公共交通協議会にて代替案の内容を承認

代替案では「自家用有償旅客運送の交通空白地有償運送」という制度の「事業者協力型」を利用します。対象地域は、京阪バスが撤退後、他の事業者の参入がないことから「交通空白地」となり、市が自家用車を用いて運送サービスを提供することが可能となります。

「自家用有償旅客運送」は柔軟な制度であり、これからの1年目は利用実態を把握・分析し、2年目には本格的な移動手段の確保の制度設計を行っていかねばなりません。車両が小さくなったことで通行できる道路が格段に増えることも考慮し、定期運行に加えオンデマンド運行の両立が視野に入りました。

# 古川雨水幹線バイパス管 シールド工事開始

市域の西側地域の浸水対策として取り組みを進めている事業です。

降った雨は、側溝から用水路へ、用水路から古川へ流れています。降雨量によっては、古川の増水によって用水路からの流入が阻害され浸水に至ったり、古川の越水などの課題がありました。

そこで、古川の増水を軽減するため、地下にバイパス管を整備し、8.5m/sの雨水を取り込むことで古川と用水路の機能向上を図ります。

対象となる水路は以下の通りです。

- 寝屋川第四水路（第2中学校付近）
- 寝屋川第五水路（西小学校付近）
- 寝屋川第八水路（第9中学校付近）
- 池田第一水路（旧ヤクルト工場付近）

バイパス管整備のこれまでの経緯

- 令和4年 発進立坑の工事開始
- 令和5年3月 立坑完成
- 10月 シールドマシン完成
- 12月 防音ハウス完成
- 令和7年度にバイパス管の完成予定

この度、シールドマシンが完成したことから、今後の事業展開を確認するため議会で視察が行われました。シールドマシンは、府道の地下約18mを24時間稼働し続けます。

今後の課題と目しているのは、古川の市内下流域での水位やその周辺の状況です。その辺りには「寝屋川第七水路」「黒原第一水路」が接続されており、古川上流域の負担軽減が黒原地区の浸水対策につながるものが想定されているものの、実際の効果について注視する必要があると考えております。



シールドマシンの先端部



立坑上部からの様子

# 国民健康保険 府内統一制度の運用開始へ

健康保険制度の改革の一環として、国民健康保険の財政責任が都道府県に変わっています。そこで大阪府の対応は、府内市町村はどこでも収入に応じた保険料は同じとすることを決め、この数年間経過措置として対応してきました。

令和6年度からは、府内のどの市町村に暮らしていても同じ保険料率になり、各種制度も大阪府で統一したものになります。

その結果、府内の市町村では、府内統一にすることで保険料が安くなる場合もありますし、その逆もあります。また、一人当たりの医療費が低い市町村でも保険料が高くなる場合もあります。府内統一した運用により、これまで寝屋川市独自で行ってきた「障害者」「ひとり親」「生活困窮者」への保険料減免制度もなくなります。

本市では、これまでの約10年間において、まずは国保の特別会計が抱えていた借金を返済することに着手し、次に基金を活用して保険料の抑制を行ってきたことから府内でも低い保険料となっていました。

府内統一保険料にすることによって、寝屋川市は次のようになります。

比較対象として取り上げられていたモデルケース（所得210万円、4人世帯。実際にはほとんどいません。）では、47万1443円となり、市独自で行う場合の想定額より約5万5000円ほど高くなります。

また、世帯構成の割合が高いケースでは以下のようになります。

所得なし、1人世帯（全体の約41%）	保険料 3万3445円
所得60万円、1人世帯（全体の約9%）	保険料 8万1778円
所得110万円、1人世帯（全体の約7%）	保険料 21万4134円

本市の国民健康保険の加入状況は、所得150万円以下が約75%を占めます。また、全加入世帯の内滞納世帯が約13%を占めます。このような実態から制度破綻していると指摘してきました。

その後、国によって都道府県が財政責任を負うことになりましたが、今の人口ピラミッドを考えれば、この制度改革は根本的解決にはなり得ないと考えています。健康保険制度の一元化と、健康対策の充実が必要であることを訴え、具体的取り組みを提言しています。